

山梨県公報

第二千六百三十七号

平成二十八年

九月十五日

木曜日

目次

告示

- 救急病院等の認定……………七七九
 - 道路の区域変更(二件)……………七七九
 - 道路の供用開始(二件)……………七八〇
 - 河川法に基づく兼用工作物の工事等の協議……………七八〇
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定……………七八〇
- ### 公告
- 落札者の決定について……………七八一
 - 開発行為に関する工事の完了について……………七八一
- ### 公安委員会
- 信号機の設置等交通規制の告示の一部改正……………七八一
 - 一般競争入札について……………七八四
- ### その他
- 裁決手続開始決定の更正(二件)……………七八六
 - 土地収用法施行令に基づく公示による通知……………七九一

告示

山梨県告示第二百九十九号

救急病院等を定める省令(昭和三十九年厚生省令第八号)第一条第一項の規定により、次の診療所を救急診療所として認定した。

平成二十八年九月十五日

一 救急診療所の名称及び所在地

山梨県知事 後藤 齋

名称	所在地
----	-----

東桂メデイカルクリニック

都留市十日市場九百五十八番地一

二 認定期限 平成三十一年九月十三日

山梨県告示第三百号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び中北建設事務所峡北支所において、この告示の日から平成二十八年十月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 一四一号
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		新	旧		
北杜市高根町長沢字住居場一八〇七番三 地先から 北杜市高根町長沢字上手林一九四三番七 地先まで		一六・四〇	一一・一〇	一六・四〇	一一七・七
		二五・六	一九・一		

山梨県告示第三百一号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所(吉田支所を除く。)において、この告示の日から平成二十八年十月六日まで一般の縦覧に供する。
平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後藤 齋

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 上野原丹波山線
- 三 道路の区域

区	間	旧新の別		敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
		新	旧		
		一六・四〇	一一・一〇	一六・四〇	一一七・七
		二五・六	一九・一		

北都留郡小菅村字釜土沢七二四番一地先から 北都留郡小菅村字釜土沢七二六番一地先まで	新	旧	
	一一・二・一 二八・八	一一・〇 二一・三	五三・九 五三・九

山梨県告示第三百二号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び峡東建設事務所において、この告示の日から平成二十八年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	塩山停車場 大菩薩嶺線	甲州市塩山上萩原字裂石二六八 〇番九地先から 甲州市塩山上萩原字裂石二六八 〇番五九地先まで		一〇九・五	平成二十八年九月十五日

山梨県告示第三百三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。その関係図面は、山梨県県土整備部道路管理課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）において、この告示の日から平成二十八年十月六日まで一般の縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

道路の種類	路線名	区	間	延長（メートル）	供用開始の期日
県道	野田尻四方 津停車場線	上野原市大野字中大野一一九五 番一地从り 上野原市大野字戸の漆二二二一 番四地先まで		二八四・六	平成二十八年九月十五日

山梨県告示第三百四号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、堤防と道路

との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、告示する。その関係図書は、山梨県県土整備部治水課及び峡東建設事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 河川の名称 富士川水系竜安寺川
- 二 河川管理施設の名称又は種類 左岸堤防
- 三 河川管理施設の位置 笛吹市八代町米倉字上ノ平二八八五番二地先から笛吹市八代町米倉字上ノ平二八八六番四十六地先まで
- 四 管理を行う者の氏名及び住所
 - 1 氏名 笛吹市長 倉嶋清次
 - 2 住所 笛吹市石和町市部七百七十七番
- 五 管理の内容

- 1 道路専用施設（路面（路盤の部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕
- 2 路肩に接する法面で、関係図書に示す横断面の占用範囲内にあるものについての維持
- 3 原則として道路専用施設に係る災害復旧
- 六 管理の期間 平成二十八年九月十五日から道路を廃止するとき、又は堤防の公用を廃止するときまで

山梨県告示第三百五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。その関係図面は、山梨県県土整備部砂防課及び富士・東部建設事務所（吉田支所を除く。）に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

急傾斜地崩壊危険区域	次に掲げる地番の土地に設置した標柱番号一号から十六号までの標柱を順次結んだ線及び標柱番号十六号と一号の標柱を結んだ線に囲まれた区域
標柱番号	郡 市 町 村 大字 字 地 番

大津の3					
一	都留市	大野	大津	四一一番	
二	同	同	大津山	四七五番	
三	同	同	同	四八一番	
四	同	同	同	四八〇番	
五	同	同	同	五〇七番	
六	同	同	大津	三九〇番	
七	同	同	同	同	
八	同	同	同	同	
九	同	同	同	三九六番二	
十	同	同	同	同	
十一	同	同	同	同	
十二	同	同	同	同	
十三	同	同	同	同	
十四	同	同	同	四〇四番	
十五	同	同	同	同	
十六	同	同	大津山	四七六番	

公 告

● 落札者の決定について
 次のとおり落札者を決定した。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシユで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 落札に係る物品等の名称及び数量
- (一) 名称 消防防災ヘリコプター
- (二) 数量 一式
- 二 契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地
- (一) 名称 山梨県防災局消防保安課
- (二) 所在地 山梨県甲府市丸の内一丁目六番一号

- 三 落札者を決定した日 平成二十八年七月十四日
- 四 落札者の名称及び住所
- (一) 名称 三菱商事株式会社
- (二) 住所 東京都千代田区丸の内二丁目三番一号
- 五 落札金額 二十三億九千三百九十三万八千八百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の六第一項の規定による公告を行った日 平成二十八年五月三十日

● 開発行為に関する工事の完了について
 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九條第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成二十八年九月十五日

山梨県知事 後 藤 齋

- 一 開発区域(工区)に含まれる地域の名称 南都留郡富士河口湖町船津字西恋路千九百十七の一、千九百十八、千九百十九の一、千九百二十四、千九百二十五、千九百二十六、千九百四十、千九百四十一の一、千九百四十一の二、千九百四十二の一、千九百四十二の二、千九百四十三、千九百九十の一、千九百九十一、千九百九十二、千九百九十二の二、千九百九十二の四、千九百九十三の一、千九百九十三の五、千九百九十六の一、千九百九十六の七、千九百九十六の八の一部、千九百九十八の一、千九百九十九の四、二千の一、二千二の一、二千三、二千四の一、二千五の二及び道の区域
- 二 開発許可を受けた者の住所及び氏名 笛吹市石和町四日市場千六百七十九番地 株式会社旅日記 代表取締役 志村忠良

公安委員会

山梨県公安委員会告示第百八号

信号機の設置、車両の通行禁止、制限その他の交通規制(昭和四十九年山梨県公安委員会告示第十六号)の一部を次のとおり改正し、関係道路標識等が設置又は撤去された日から施行することとしたので、山梨県道路交通法施行細則(昭和三十五年山梨県公安委員会規則第七号)第四條の規定により告示する。

平成二十八年九月十五日

山梨県公安委員会

別表第十中

三、六五五	広域農道富士川西部線	南巨摩郡増穂町天神中条二八四番地六二先（ふれあい橋南詰交差点）	二	鵜沢	平成一八年一〇月二六日 告示第一〇七号
-------	------------	---------------------------------	---	----	------------------------

三、六五五	広域農道富士川西部線	南巨摩郡富士川町天神中條二八四番地六二先	二	鵜沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
-------	------------	----------------------	---	----	-----------------------

五、五〇二	町道	南巨摩郡富士川町天神中條一、〇九三番地一先	一	鵜沢	平成二八年六月二〇日 告示第七一号
-------	----	-----------------------	---	----	----------------------

五、五〇二	町道	南巨摩郡富士川町天神中條一、〇九三番地一先	一	鵜沢	平成二八年六月二〇日 告示第七一号
五、五〇三	主要地方道山梨線	山梨市南一、二六七番地三先	一	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
五、五〇四	町道	南巨摩郡富士川町長澤五三三番地七先	一	鵜沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
五、五〇五	町道	西八代郡市川三郷町市川大門二、六〇三番地二先	一	鵜沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号

に改める。
別表第十の五、一七三の項を次のように改める。

五、一七三	削除			鵜沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
-------	----	--	--	----	-----------------------

別表第十五中

四九〇	町道西昭和田線	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先（德行立体南交差点）から甲府市德行三丁目一五番先（国道二〇号下り線との合流部）までの両側	二三〇	車両	終日	南甲府	平成二七年三月一日 告示第二六号
-----	---------	---	-----	----	----	-----	---------------------

四九〇	町道西昭和田線	中巨摩郡昭和町西条三、三九二番地先（德行立体南交差点）から甲府市德行三丁目一五番先（国道二〇号下り線との合流部）までの両側	二三〇	車両	終日	南甲府	平成二七年三月一日 告示第二六号
四九一	主要地方道富士川身延線	南巨摩郡南部町内船四、八一二番地先から南巨摩郡南部町内船一〇、四五一番地一先までの両側	一、二〇〇	車両	終日	南部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号

に改める。
別表第十六中

一一、八四四	市道	笛吹市八代町南一、五九二番地一先（県道と市道との丁字路交差点・南進車両）	一	笛吹	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八四五	市道	笛吹市石和町広瀬一、一九五番地一先（市道同士の丁字路交差点・北進車両）	一	笛吹	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号

一一、八四四	市道	笛吹市八代町南一、五九二番地一先（県道と市道との丁字路交差点・南進車両）	一	笛吹	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八四五	市道	笛吹市石和町広瀬一、一九五番地一先（市道同士の丁字路交差点・北進車両）	一	笛吹	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号

に、

一一、八四八	町道	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺一、四二三番地先(国道と町道との丁字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二八年六月二〇日 告示第七一号
--------	----	--	------	----------------------

を

一一、八四八	町道	南都留郡富士河口湖町富士ヶ嶺一、四二三番地先(国道と町道との丁字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二八年六月二〇日 告示第七一号
一一、八四九	県道富士上吉田線	富士吉田市上吉田五、六〇一番地一先(県道と市道との十字路交差点・南進車両)	富士吉田	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五〇	県道富士上吉田線	富士吉田市上吉田五、六〇一番地六先(県道と市道との十字路交差点・北進車両)	富士吉田	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五一	市道	中央市布施三、〇一五番地先(市道同士の十字路交差点・北進車両)	南甲府	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五二	市道	山梨市江曾原四五一番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五三	市道	山梨市江曾原四七三番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五四	市道	甲州市塩山西野原六七番地先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五五	市道	甲州市塩山西野原三七六番地先(市道同士の十字路交差点・東進車両)	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五六	市道	山梨市市川二、八三九番地一先(市道と農道との丁字路交差点・北進車両)	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五七	市道	富士吉田市上暮地七丁目一番二一先(市道同士の十字路交差点・西進車両)	富士吉田	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一一、八五八	市道	富士吉田市上暮地七丁目二番五号先(市道同士の十字路交差点)	富士吉田	平成二八年九月一五日

・東進車両)

告示第一〇八号

に改める。

別表第十六の七二八の項及び七一九の項を次のように改める。

七二八	削除	鰍沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
七一九	削除	鰍沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号

別表第十六の五、一三八の項を次のように改める。

五、一三八	削除	南甲府	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
-------	----	-----	-----------------------

別表第十六の六、一六三の項を次のように改める。

六、一六三	削除	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
-------	----	-----	-----------------------

別表第十六の九、〇二五の項を次のように改める。

九、〇二五	削除	鰍沢	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
-------	----	----	-----------------------

別表第十六の一〇、三三七の項及び一〇、三三八の項を次のように改める。

一〇、三三七	削除	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号
一〇、三三八	削除	日下部	平成二八年九月一五日 告示第一〇八号

別表第十六の一〇、五七五の項を次のように改める。

一〇、五七五	削除	葦崎	平成二八年九月一五日
--------	----	----	------------

告示第一〇八号

別表第三十二中

二	市道	甲府市丸の内一丁目一八番一号 先(市役所前交 差点東側)から 甲府市丸の内一 丁目一七番四号 先(市役所東交 差点西側)まで の南側に(駐車は 区間内に標示さ れた枠内に限る 。)	九五	車両	九時から 一時九 時まで	四分	甲府	平成二四年二 月二日 告示第一〇号
---	----	--	----	----	--------------------	----	----	-------------------------

を

二	市道	甲府市丸の内一丁目一八番一号 先(市役所前交 差点東側)から 甲府市丸の内一 丁目一七番四号 先(市役所東交 差点西側)まで の間(駐車は区 間内に標示され た枠内に限る。)	九五	車両	九時から 一時九 時まで	四分	甲府	平成二八年九 月五日 告示第一〇八 号
---	----	--	----	----	--------------------	----	----	------------------------------

に改める。

別表第三十三の五八の項を次のように改める。

五八	削除						甲府	平成二八年九月一 五日 告示第一〇八号
----	----	--	--	--	--	--	----	---------------------------

● 一般競争入札について

次のとおり一般競争入札を行う。なお、この公告は、千九百九十四年四月十五日マラケシュで作成された政府調達に関する協定、二千十二年三月三十日ジュネーブで作成された政府調達に関する協定を改正する議定書によって改正された協定その他の国際約束の適用を受ける調達契約に係るものである。

平成二十八年九月十五日

山梨県警察本部長 近 藤 知 尚

一 一般競争入札に付する事項

- 1 調達をする借入物品等の名称及び数量
 - (一) 名称 運転免許ファイリングシステム
 - (二) 数量 一式
- 2 調達をする借入物品等の仕様等 入札説明書で定める内容等であること。
- 3 借入期間 平成二十九年三月一日から平成三十四年二月二十八日まで
- 4 納入場所 山梨県警察本部長が指定する場所
- 2 事務を担当する所属 山梨県警察本部交通部運転免許課
- 三 一般競争入札の参加資格
 - 1 一般競争入札の参加資格に記載した条件を全て満たす者であること。
 - 2 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六十七條の四の規定に該当しない者であること。
 - 3 平成二十八年度における物品等の特定調達契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格等(平成二十八年山梨県告示第百二十五号)の一に定める競争入札に参加することができる者又は入札の日までに取得見込みの者であること。
 - 4 この公告の日から入札の日までの間に山梨県から「山梨県物品購入等契約に係る指名停止等措置要領」に基づく指名停止を受けている日が含まれている者でないこと。
 - 5 会社更生法(平成十四年法律第百五十四号)第十七條第一項又は第二項の規定に基づき更生手続開始の申立て(同法附則第二條の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。以下同じ。)をしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第四十一條第一項の更生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第九十九條第一項の更生計画認可の決定があった場合にあっては、更生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 6 民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)第二十一條第一項又は第二項の規定に基づき再生手続開始の申立てをしていない、又はこれがなされていないこと。ただし、同法第三十三條第一項の再生手続開始の決定を受けた者については、その者に係る同法第七十四條第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、再生手続開始の申立てをしなかつた者又は申立てをなされなかつた者とみなす。
 - 7 民事再生法附則第二條による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二條第一項の規定による和議開始の申立てをしていないこと。
 - 8 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第

- 二条第六号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法人であつてその役員が暴力団員でないこと。
- 9 法人税、地方税、消費税及び地方消費税並びに社会保険料の滞納がない者であること。
- 10 政治活動並びに特定の公職者及び政党を推薦、支持又は反対することを主たる目的としていないこと。
- 11 機密漏洩防止に関する規程を定めていること。
- 12 仕様書に定められる業務内容を、公正かつ的確に遂行し得ること。
- 13 役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかは問わず、法人に対して業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれに準ずる者と同等以上の支配力を有すると認められる者を含む。）に次の(一)から(四)までのいずれかに該当する者のいない法人であること。
- (一) 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの
- (二) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- (三) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第十二条若しくは第十二条の六の規定による命令又は同法第十二条の四第二項の規定による指示を受けた者であつて、当該命令又は指示を受けた日から起算して二年を経過しないもの
- (四) アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者
- 四 一般競争入札の参加資格の審査
- 1 申請の時期 この公告の日から平成二十八年十月十八日（火）まで（山梨県の休日を含め、この公告の日から平成二十八年十月十八日（火）までの間に定める条例（平成元年山梨県条例第六号）に定める県の休日（以下「県の休日」という。）を除く。）
- 2 受付時間 午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで
- 3 申請書の提出方法 次に掲げる場所に持参すること。
山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地 山梨県警察本部交通部運転免許課
- 五 入札手続等
- 1 契約条項を示す場所 四の3に掲げる場所
- 2 入札説明書の交付方法 この公告の日から平成二十八年十月五日（水）までの日（県の休日を除く。）の午前九時から正午まで及び午後一時から午後五時まで、四の3に掲げる場所において直接交付する。
- 3 入札及び開札の日時及び場所
- (一) 日時 平成二十八年十月二十五日（火）午前十一時

- (二) 場所 山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地山梨県警察本部交通部運転免許課二階 多目的ルーム
- 4 郵便又は信書便による入札書の受領期限及び場所 平成二十八年十月二十四日（月）午後五時までに山梨県警察本部交通部運転免許課庶務係（郵便番号四〇〇—〇二〇）山梨県南アルプス市下高砂八百二十五番地）に必着すること。
- 5 入札方法 落札決定に当たっては、入札書の記載された金額に当該金額の百分の八に相当する額を加算した金額（当該金額に一回未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もつた契約金額の百分の百に相当する金額を入札書に記載すること。
- 6 入札の無効 この公告に示した一般競争入札の参加資格のない者の行つた入札、入札条件に違反した者の行つた入札、入札者に求められる義務を履行しなかつた者の行つた入札その他山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号。以下「規則」という。）第百二十九条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- 7 落札者の決定方法 この公告に示した借入物品等を納入できると山梨県警察本部長が認めた入札者であつて、規則第二百二十七条第一項の規定により定められた予定価格の範囲内で最低価格をもつて有効な入札を行つたものを落札者とする。
- 六 その他
- 1 契約の手続において使用する言語及び通貨
- (一) 言語 日本語
- (二) 通貨 日本国通貨
- 2 入札保証金 入札に参加しようとする者は、入札説明書で定める入札保証金を納めなければならない。ただし、規則第百八条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 3 契約保証金 契約を締結しようとする者は、入札説明書で定める契約保証金を納めなければならない。ただし、規則第百九条の二の規定に該当する者は、これを免除する。
- 4 違約金の有無 有
- 5 前払金の有無 無
- 6 契約書作成の要否 要
- 7 長期継続契約 この公告に係る入札の結果、落札者との間で締結することとなる契約は、山梨県長期継続契約を締結することができる契約を定める条例（平成十七年山梨県条例第九十号）に基づく長期継続契約である。翌年度以降において当該契約に係る予算の減額又は削除があつた場合は、当該契約は解除することがある。

8 その他

(一) 落札者が契約締結までの間に、三に掲げた参加資格のうち一つでも満たさなくなった場合は契約を締結しない。この場合において、山梨県警察は損害賠償の責めを負わないものとする。

(二) 詳細は、入札説明書による。

(三) 問合せ先 山梨県警察本部交通部運転免許課(電話〇五五―二八五―〇五三二)

※ Summary

1 Nature and quantity of the products to be procured:

Computer systems for driving license filing system, 1 set

2 Date and time for tender:

11:00 AM October 25, 2016

3 Bureau in charge:

License Division, Traffic Department, Yamanashi Prefectural Police Headquarters 825

Shinotakasuna Minami-Alps Yamanashi 400-0202 Japan TEL 055-285-0533

その他

● 裁決手続開始決定の更正

平成二十八年七月七日付けで土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第四十五条の二の規定により決定した収用裁決手続開始について、次のとおり更正した。

平成二十八年九月十五日

山梨県収用委員会

一 起業者の名称 山梨県

二 事業の種類 一般国道百四十号改築工事(西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山地内から同市大字東字下河原地内まで)並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事

三 裁決手続開始決定を更正した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり

四 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり

五 裁決手続開始決定を更正した年月日 平成二十八年九月八日

(別表)

1 裁決手続開始決定を更正した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積(m ²)		収用しようとする土地の面積(m ²)
		公簿	現況	公簿	実測	
山梨県山梨市東字下河原	68番	畑	畑、一部公衆用道路	6435	6165.84	2235.02 内訳 (畑部分2192.41) (市道部分42.61)

2 土地所有者の氏名及び住所

(1) 裁決手続開始決定を更正した箇所

裁決手続開始決定書別紙別記中

「

岩瀬幹雄	山梨県山梨市牧丘町倉科7190番地 オーチャードヴィレッジ フフ内	不明
------	--------------------------------------	----

」を

「

岩瀬幹雄	山梨県山梨市牧丘町窪平1366番地2	不明
------	--------------------	----

」に

改める。

(2) 裁決手続開始決定を更正した理由

裁決手続開始決定における土地所有者「岩瀬幹雄」は裁決手続開始決定を行った日においては既に転居していることが判明したため、所要の更正を行ったものである。

● 裁決手続開始決定の更正

平成二十八年七月七日付けで土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第四十五条の規定により決定した収用裁決手続開始について、次のとおり更正した。

平成二十八年九月十五日

山梨県収用委員会

- 一 起業者の名称 山梨県
- 二 事業の種類 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力字寺之前地内から同市大字万力字相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 三 裁決手続開始を更正した土地の所在、地番、地目及び地積等 別表のとおり
- 四 土地所有者の氏名及び住所 別表のとおり
- 五 裁決手続開始決定を更正した年月日 平成二十八年九月八日

(別表)

1 裁決手続開始決定を更正した土地の所在、地番、地目及び地積等

所在	地番	地目		地積(㎡)		収用しようとする土地の面積 (㎡)
		公簿	現況	公簿	実測	
山梨県山梨市東字下河原	81番	畑	畑、一部公衆用 道路	3490	3486.26	1587.30 内訳 (畑部分1578.59) (市道部分8.71)

2 土地所有者の氏名及び住所

(1) 裁決手続開始決定を更正した箇所

裁決手続開始決定書別紙別記中

小林 茂	東京都葛飾区水元3丁目11番7号	1/3840	を
小林 茂	東京都葛飾区水元2丁目23番7号	1/3840	に、
猪俣房子	千葉県柏市豊四季台1丁目1番3-504号	不明	を
猪俣嘉郎	千葉県柏市酒井根7丁目9番13号	不明	に、
猪俣寿郎	千葉県柏市豊四季台1丁目1番3-504号	不明	
長田和子	山梨県上野原市上野原5367番地3	1/9450	を
長田一雄	山梨県上野原市上野原5367番地3	1/18900	に、
長田倫幸	山梨県笛吹市石和町東油川47番地1 サニーハウスA201	1/37800	
長田修豪	山梨県上野原市上野原5367番地3	1/37800	
野澤敬忠	山梨県山梨市大野569番地	1/6300	を
野澤恒子	山梨県山梨市大野569番地	1/12600	に、
中澤千秋	京都府京都市左京区聖護院蓮華蔵町8番地 コーポ高橋203	1/37800	
野澤 隆	山梨県山梨市大野569番地	1/37800	
山口慶子	山梨県笛吹市御坂町下黒駒411番地 みさか桃源郷公園団地2-102号	1/37800	
桑山延恵	鳥取県鳥取市賀露町南2丁目2番6-12号	1/1960	を
桑山利彦	鳥取県鳥取市桂見812番地10	1/1960	
窪田利一	不明	1/11760	
窪田和幸	静岡県御殿場市新橋2038番地の7 コーポパークサイドB1	1/47040	

窪田正和	山形県山形市上町二丁目1番40号浦山アパート3号	1/47040
戸田和美	静岡県御殿場市北久原28番地の38	1/47040
赤堀恵美	静岡県御殿場市御殿場531番地の2 御殿場団地A2 405	1/47040
赤羽美智子	長野県岡谷市堀ノ内二丁目15番9号	1/11760
佐々木由美子	千葉県鎌ヶ谷市鎌ヶ谷四丁目3番57号	1/11760
桑山延恵	鳥取県鳥取市賀露町南2丁目2番6-12号	1/1960
桑山利彦	鳥取県鳥取市桂見812番地10	1/11760
植田早苗	鳥取県鳥取市古海1039番地 県住4-106号	1/11760

に、

佐野達也	山梨県山梨市大工394番地	1/4410
------	---------------	--------

」を

佐野達也	山梨県山梨市小原西1191番地38	1/4410
------	-------------------	--------

」に、

武藤 弘	神奈川県海老名市本郷4000番地の10	1/10500
------	---------------------	---------

」を

武藤郁弥	神奈川県海老名市本郷4000番地の10	1/21000
武藤真璃弥	東京都町田市相原町3190番地 都営武蔵岡9-203	1/21000
上記法定代理人 武藤真帆	同上	

に、

松川清美	山梨県山梨市東1750番地	1/4800
------	---------------	--------

」を

内野清美	山梨県山梨市東1750番地	1/4800
------	---------------	--------

」に、

神立昌輝	千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘5丁目29番3号	不明
------	------------------------	----

」を

神立富子	千葉県千葉市花見川区朝日ヶ丘5丁目29番3号	不明
------	------------------------	----

」に、

石川輝子	東京都文京区大塚5丁目20番4号	不明
------	------------------	----

」を

石川輝子	東京都東久留米市滝山二丁目1番17号こもれば滝山公園107	不明
------	-------------------------------	----

」に

改める。

(2) 裁決手続開始決定を更正した理由

- ① 裁決手続開始決定における土地所有者「小林茂」、「佐野達也」及び「石川輝子」は裁決手続開始決定を行った日においては既に転居していることが、土地所有者「猪俣房子」、「長田和子」、「野澤敬忠」、「武藤弘」及び「神立昌輝」は裁決手続開始決定を行った日においては既に死亡していることが、土地所有者「松川清美」は裁決手続開始決定を行った日においては既に氏名の変更をしていることが判明したため、所要の更正を行ったものである。
- ② 裁決手続開始決定を行った日において、裁決手続開始決定における土地所有者「桑山延恵」及び「桑山利彦」以外に「桑山隆一」の相続人がいることが判明したため、所要の更正を行ったものである。

● 土地収用法施行令に基づく公示による通知

土地収用法施行令（昭和二十六年政令第三百四十二号）第六条の二において準用する同令第五条第二項の規定により、次のとおり公示による通知を行う。

なお、通知すべき書類は、山梨県収用委員会事務局（山梨県庁県土整備部県土整備総務課内）に保管してあるので、通知を受けるべき者にいつでも交付する。当該者が当該書類の交付を受けないときは、平成二十八年十月五日の終了をもってその書類の通知があつたものとみなされる。

平成二十八年九月十五日

山梨県収用委員会

会長 深 澤 一 郎

- 一 事件名 一般国道百四十号改築工事（西関東連絡道路・山梨県山梨市大字万力寺之前地内から同市大字万力寺相干場地内まで及び同市大字東字荒神山内から同市大字東字下河原地内まで）並びにこれに伴う市道及び農業用水路付替工事
- 二 通知書の名称 土地収用法に基づく審理の開催について（通知）
- 三 通知を受けるべき者 氏名 窪田利一 住所不明
- 四 公示による通知に係る土地の所在及び地番 山梨県山梨市東字下河原八十一番
- 五 公示による通知に係る掲示の事実
 - 1 掲示されている場所 山梨県庁東側掲示板
 - 2 掲示を始めた日 平成二十八年九月十五日

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番